

## 「ハード対策におけるKBMの簡易設置方法」

参考)「都市計画法第34条第11号及び第12号に基づく開発許可申請に係るハード対策の方法について」  
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kendozukuri/toshikeikaku/7205164/>

### 手順①：国土地理院のHP内にある、「地理院地図」を開く

国土地理院URL：<https://www.gsi.go.jp/top.html>

図1は国土地理院HPを示します。下にスクロールし、**ピックアップ・コンテンツ**がありますので、その中の「**地理院地図**」をクリックして下さい。(図2)

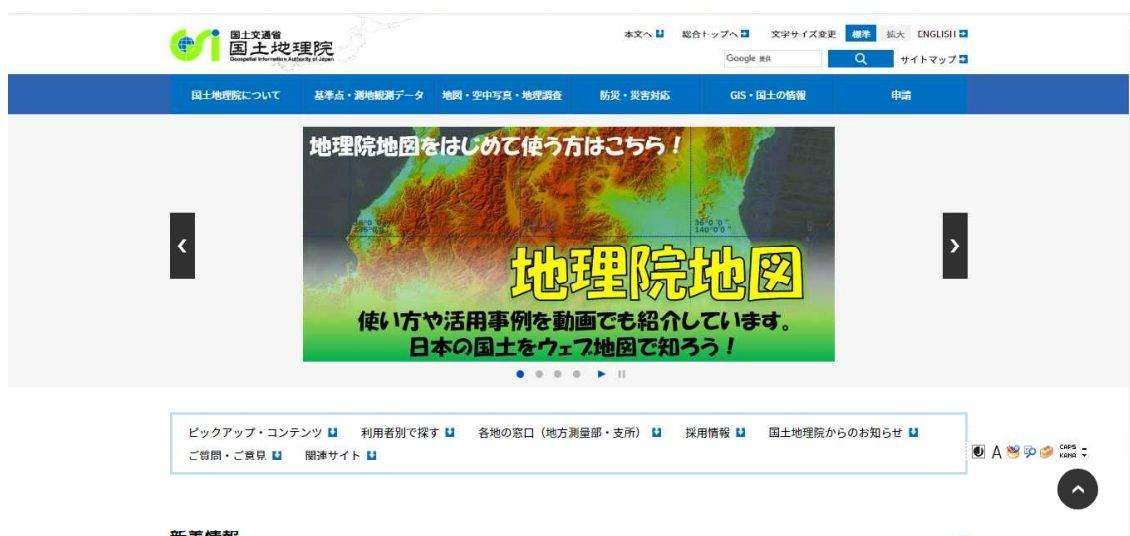


図1：国土地理院HPの表示画面



図2：ピックアップ・コンテンツ内の地理院地図の表示画面

## 手順②：申請敷地を表示させる

図3は「地理院地図」を表示させた画面です。

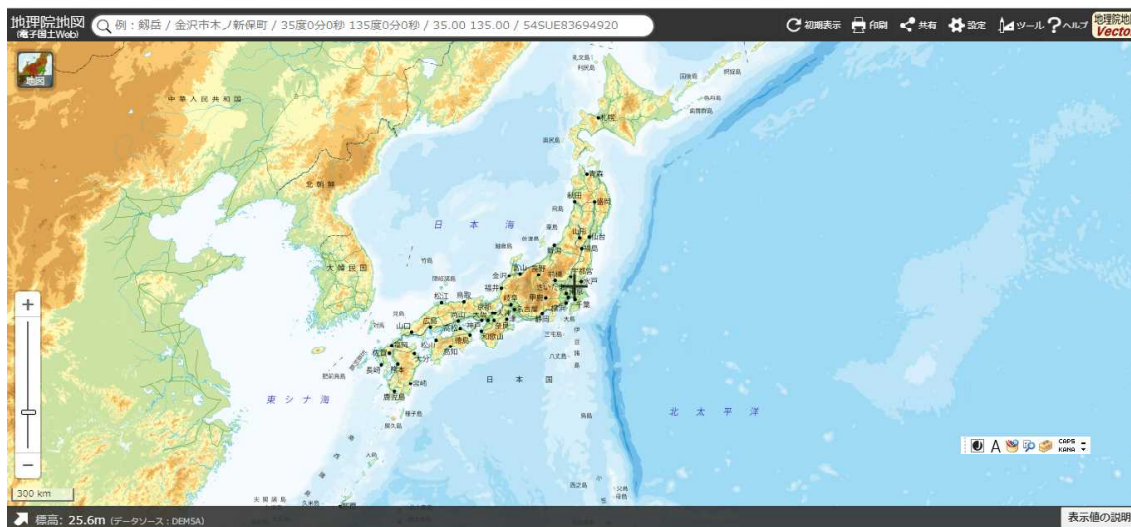


図3：地理院地図の表示画面

申請地をドラッグ及びスクロールで表示させます。(図4)  
今回の例では、仮に道路2面に面した敷地を申請敷地とします。



図4：申請敷地の表示画面（サンプル）

### 手順③：標高断面図を作成する

画面右上のタブにある「ツール」をクリックすると、画面右側に新たにタブが出ますので、その中の「断面図」をクリックしてください。(図5)



図5：断面図の表示画面（サンプル）

カーソルが「始点」に変わり、作成したい断面線の範囲を指定します。

例では、前面道路が2面あるため、角に「折れ点」があります。

「始点」をクリック、「折れ点」をクリック、「終点」でダブルクリックをしてください。

測定範囲は、申請に面する範囲を全て含むように指定してください。また、なるべく、道路センターを測定してください。

「終点」を設定すると、自動で断面図のグラフが作成されます。



図6：断面位置の表示画面（サンプル）

断面図のグラフ又は測定ライン上にマウスのポインターを当てると、グラフに標高が表示され、また測定位置が測定ライン上に黄色点で表示されます。

ポインターを移動させて、測定範囲の全箇所の標高を確認し、最低標高の箇所を検索してください。この例では、1.80mが最低標高となります。



図7：断面図作成画面（サンプル）

#### 手順④：現地でのKBM設定方法

まず、測定範囲のうち最も標高が低い箇所を選定します。また、道路センターにその位置を設定します。つぎに、その設定した箇所を含み現地測量を行い、不動産所にKBMを設置してください。

申請書には、測定範囲を示す図書を添付してください。図書には、始点、選定した点、終点の位置と高さを記載してください。

